

横浜市資源集団回収「**実施団体**」奨励金交付申請について  
(平成 23 年 6 月実施分～平成 24 年 5 月実施分)

資源集団回収奨励金は、実施団体と回収業者の回収量を照合し、回収量が一致したもののみ交付されますので、回収を実施した場合は必ず申請を行ってください。申請しない場合、貴団体だけでなく、回収を実施した回収業者にも奨励金は交付されません。また、登録外業者による回収は資源集団回収とならず、奨励金は交付されませんのでご注意ください。

1 奨励金申請する際に提出する書類

- (1) 「横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付申請書」
- (2) 「横浜市資源集団回収伝票」(資源循環局提出用：**青色**の伝票)

※実施団体が回収業者に持込を行っている場合は、計量証明もあわせて提出してください。

2 提出先

貴団体の所在地を所管する各区の資源循環局事務所

区	事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見	鶴見事務所	〒230-0046	鶴見区小野町 39	502-5383
神奈川	神奈川事務所	〒221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	441-0871
西	西事務所	〒220-0055	西区浜松町 11-4	241-9773
中	中事務所	〒231-0812	中区錦町 11-2	621-6952
南	南事務所	〒232-0041	南区睦町 1-1-2	741-3077
港南	港南事務所	〒234-0054	港南区港南台 8-4-41	832-0135
保土ヶ谷	保土ヶ谷事務所	〒240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	742-3715
旭	旭事務所	〒241-0005	旭区白根 2-8-1	953-4811
磯子	磯子事務所	〒235-0017	磯子区新磯子町 6	761-5331
金沢	金沢事務所	〒236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	781-3375
港北	港北事務所	〒222-0032	港北区大豆戸町 1238	541-1220
緑	緑事務所	〒226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	983-7611
青葉	青葉事務所	〒225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	975-0025
都筑	都筑事務所	〒224-0064	都筑区平台 27-2	941-7914
戸塚	戸塚事務所	〒244-0805	戸塚区川上町 415-8	824-2580
栄	栄事務所	〒247-0013	栄区上郷町 1570-1	891-9200
泉	泉事務所	〒245-0016	泉区和泉町 5874-14	803-5191
瀬谷	瀬谷事務所	〒246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	364-0561

3 横浜市資源集団回収伝票の取り扱いについて

回収伝票の作成の際は下記の点にご注意ください。

(1) 記入について

- ア 回収伝票は回収日ごとに作成するようにしてください。
- イ 確認の押印はせず、レ点を記入してください。
- ウ 回収方法(引取り・持ち込み)欄は必ず該当するほうに○をしてください。
- エ 団体登録番号・業者登録番号を間違えないよう注意して記入してください。
- オ 回収業者が回収伝票を作成する場合は、上記の注意点を回収業者にお伝えください。

(2) 回収伝票がなくなった場合

回収伝票がなくなった場合は、各区の収集事務所か業務課地域連携推進担当にご連絡ください。  
(回収伝票は1冊で30回分ありますので月2回実施で1年分です。)

#### 4 申請提出期限と交付時期

実施月により提出期限が異なりますので、ご注意ください。

なお、回収を実施しなかったため奨励金申請書を提出しない場合は、お手数ですが貴団体の所在地を所管する各区の資源循環局事務所にその旨ご連絡ください。

実施月	提出期限	交付予定時期	実施月	提出期限	交付予定時期
平成 23 年 6 月	平成 23 年 8 月 5 日 (金)	平成 23 年 9 月 下旬頃	平成 23 年 12 月	平成 24 年 2 月 6 日 (月)	平成 24 年 3 月 下旬頃
平成 23 年 7 月	平成 23 年 9 月 5 日 (月)	平成 23 年 10 月 下旬頃	平成 24 年 1 月	平成 24 年 3 月 5 日 (月)	平成 24 年 4 月 下旬頃
平成 23 年 8 月	平成 23 年 10 月 5 日 (水)	平成 23 年 11 月 下旬頃	平成 24 年 2 月	平成 24 年 4 月 5 日 (木)	平成 24 年 6 月 月上旬頃
平成 23 年 9 月	平成 23 年 11 月 5 日 (土)	平成 23 年 12 月 下旬頃	平成 24 年 3 月	平成 24 年 5 月 5 日 (土)	平成 24 年 7 月 月上旬頃
平成 23 年 10 月	平成 23 年 12 月 5 日 (月)	平成 24 年 1 月 下旬頃	平成 24 年 4 月	平成 24 年 6 月 5 日 (火)	平成 24 年 7 月 下旬頃
平成 23 年 11 月	平成 24 年 1 月 5 日 (木)	平成 24 年 2 月 下旬頃	平成 24 年 5 月	平成 24 年 7 月 5 日 (木)	平成 24 年 8 月 下旬頃

#### 5 提出上の確認点

提出前に確認表でチェックしてください。

提出書類	確認項目	チェック欄
横浜市資源集団回収 実施団体奨励金交付 申請書 (第 4 号様式)	登録番号・団体名・代表者氏名・代表者住所が、登録したものと一致しているか。 ※変更がある場合は横浜市資源集団回収実施団体登録変更届をあわせて提出してください。	
	申請書の実施月および申請書に記入した回収伝票の枚数と実際に提出する伝票の枚数が一致しているか。	
	右下に「資源循環局提出用」と書かれているか。 ※「実施団体保管用」と書かれているものは団体控ですので提出の必要はありません。	
横浜市資源集団回収 伝票 (第 3 号様式)	回収伝票の色は青色か。 ※白色の伝票は団体控ですので提出の必要はありません。	
	登録番号・団体名は正しく記入されているか。	
	回収業者は登録業者か。 ※登録外の業者による回収は資源集団回収とならず奨励金は交付されません。	
計量証明	計量証明と回収伝票の数量は一致しているか。 ※計量証明は実施団体が回収業者に資源物を持ち込んでいるときのみ提出の必要があります。(回収業者が回収を行っている場合は提出の必要はありません。)	

(問合せ先) ※書類の提出先ではありません。

横浜市資源循環局業務課地域連携推進担当

電話 671-3817